

公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 29 号

公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和 39 年岩手県規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																														
<p>(県庁舎等)</p> <p>第 2 条 別表第 1 の左欄に掲げる庁舎及びその附属建物その他の工作物並びにこれらの敷地（以下「県庁舎」という。）に関する事務は、同表の管理の欄に掲げる者に所管させ、又はその事務を分掌させる。ただし、本庁舎の議会棟に係る次に掲げる事項は総務部長に所管させ、その事務は管財課総括課長に分掌させる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 使用の許可（使用の許可の期間が 1 週間以内又は使用部分<del>が極めて</del>小部分の場合を除く。）をすること。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">県庁舎の名称及び区分</th> <th colspan="2">管 理</th> </tr> <tr> <th>所管する者</th> <th>分掌する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>議会棟</td> <td>[略]</td> <td>議会事務局総務課長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 3（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>合同庁舎等の名称</th> <th>出先機関等</th> <th>管理を分掌する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>遠野行政センター 庁舎</td> <td>                     県南広域振興局花巻総合支局地域支援部遠野県民センター                      県南広域振興局花巻総合支局保健福祉環境部遠野保健福祉環境センター                      県南広域振興局花巻総合支局農林部遠野農林センター                      県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター                      岩手県花巻保健所遠野支所                 </td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	県庁舎の名称及び区分	管 理		所管する者	分掌する者	本庁舎	[略]		議会棟	[略]	議会事務局総務課長	[略]	[略]		合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者	[略]	[略]		遠野行政センター 庁舎	県南広域振興局花巻総合支局地域支援部遠野県民センター 県南広域振興局花巻総合支局保健福祉環境部遠野保健福祉環境センター 県南広域振興局花巻総合支局農林部遠野農林センター 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター 岩手県花巻保健所遠野支所	[略]	<p>(県庁舎等)</p> <p>第 2 条 別表第 1 の左欄に掲げる庁舎及びその附属建物その他の工作物並びにこれらの敷地（以下「県庁舎」という。）に関する事務は、同表の管理の欄に掲げる者に所管させ、又はその事務を分掌させる。ただし、本庁舎の議会棟に係る次に掲げる事項は総務部長に所管させ、その事務は管財課総括課長に分掌させる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 使用の許可又は貸付け（使用の許可若しくは貸付けの期間が 1 週間以内の場合又は使用若しくは貸付けが小部分の場合を除く。）をすること。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">県庁舎の名称及び区分</th> <th colspan="2">管 理</th> </tr> <tr> <th>所管する者</th> <th>分掌する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>議会棟</td> <td>[略]</td> <td>議会事務局総務課総括課長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 3（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>合同庁舎等の名称</th> <th>出先機関等</th> <th>管理を分掌する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>遠野行政センター 庁舎</td> <td>                     県南広域振興局花巻総合支局地域支援部遠野県民センター                      県南広域振興局花巻総合支局農林部遠野農林センター                      県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター                 </td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	県庁舎の名称及び区分	管 理		所管する者	分掌する者	本庁舎	[略]		議会棟	[略]	議会事務局総務課総括課長	[略]	[略]		合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者	[略]	[略]		遠野行政センター 庁舎	県南広域振興局花巻総合支局地域支援部遠野県民センター 県南広域振興局花巻総合支局農林部遠野農林センター 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター	[略]
県庁舎の名称及び区分		管 理																																													
	所管する者	分掌する者																																													
本庁舎	[略]																																														
議会棟	[略]	議会事務局総務課長																																													
[略]	[略]																																														
合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者																																													
[略]	[略]																																														
遠野行政センター 庁舎	県南広域振興局花巻総合支局地域支援部遠野県民センター 県南広域振興局花巻総合支局保健福祉環境部遠野保健福祉環境センター 県南広域振興局花巻総合支局農林部遠野農林センター 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター 岩手県花巻保健所遠野支所	[略]																																													
県庁舎の名称及び区分	管 理																																														
	所管する者	分掌する者																																													
本庁舎	[略]																																														
議会棟	[略]	議会事務局総務課総括課長																																													
[略]	[略]																																														
合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者																																													
[略]	[略]																																														
遠野行政センター 庁舎	県南広域振興局花巻総合支局地域支援部遠野県民センター 県南広域振興局花巻総合支局農林部遠野農林センター 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター	[略]																																													

	中央農業改良普及センター遠野普及サブセンター			中央農業改良普及センター遠野普及サブセンター	
	[略]			[略]	
	[略]			[略]	
	[略]		[略]	[略]	[略]
岩泉地区 合同庁舎	<u>宮古地方振興局保健福祉環境部岩泉出張所</u> 宮古地方振興局岩泉林務事務所 宮古地方振興局岩泉土木事務所 <u>岩手県宮古保健所岩泉出張所</u> 宮古農業改良普及センター岩泉普及サブセンター		岩泉地区 合同庁舎	宮古地方振興局岩泉林務事務所 宮古地方振興局岩泉土木事務所  宮古農業改良普及センター岩泉普及サブセンター	
	[略]			[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。